

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%、令和元年10月からは8%が10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和3年度幌加内町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 12,452千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 435,806千円
が充てられる社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区分	目的別	令和3年度 予算額	財源内訳					うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
民生費	社会福祉費	79,929	2,167	4,461	2,700	365	70,236	2,283
	老人福祉費	100,713	99	1,661	0	21,298	77,655	2,878
	障害者福祉費	53,453	24,931	12,464	0	0	16,058	1,528
	児童福祉費	68,727	27,991	11,815	0	1	28,920	1,964
衛生費	保健衛生費	132,984	149	244	1,100	107,919	23,572	3,799
合計		435,806	55,337	30,645	3,800	129,583	216,441	12,452

社会福祉費では、社会福祉協議会運営助成事業、国民健康保険・介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、高齢者生活福祉センター及び老人福祉寮運営助成事業等を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、児童手当支給事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策(各種検診事業、予防接種事業、母子保健事業)、等の事業を実施しています。

※地方消費税交付金の社会保障財源化(税率引き上げ分)相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。